

電気工事士免状の再交付申請について

第一種及び第二種電気工事士免状（旧電気工事士免状を含む。）を紛失、汚損、き損等した場合には、下記により再交付の申請をしてください。

1. 申請できる方

岐阜県知事から免状の交付を受けた方。

免状の再交付は、現在のご住所に関係なく、最初に免状を交付した都道府県知事に申請してください。

2. 申請場所

《郵送先》切り取って封筒に貼ることができます↓

〒500-8267 岐阜市茜部寺屋敷2-7 2-1 3F

岐阜県電気工事業工業組合（免状再交付係）

TEL 058-213-2171

《支部受付窓口》

対応できる職員が不在の場合がありますのでお電話で確認願います。

	住 所	電話番号
岐阜支部	岐阜市茜部寺屋敷2-72-1 2F	058-338-0318
西濃支部	大垣市大池町16-3	0584-73-8343
中濃支部	関市東田原173-1	0575-24-2417
東濃（多治見）支部	多治見市坂上町6-34-3	0572-22-9013
東濃（中津川）支部	中津川市駒場401-4	0573-65-2965
飛騨支部	高山市岡本町4-274-5	0577-34-7821

3. 必要書類等

- (1) 電気工事士免状再交付申請書（様式4）
- (2) 現在持っている免状（紛失の場合を除く）
- (3) 手数料 岐阜県収入証紙2, 700円
岐阜県収入証紙は、県の機関、十六・大垣共立銀行、農協、信用金庫など岐阜県出納管理課に記載されている場所にて販売しています。
詳しくはこちら (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13417.html>)
- (4) 写真1枚 縦4cm×横3cm（無背景、無帽）、6ヶ月以内に撮影されたもの。
写真の裏には氏名を記入してください。

4. その他の注意事項

- ①氏名が変わった場合には、再交付申請と同時に書換え申請が必要になります。
- ②汚損、き損等した免状は、申請時に返納してください。
- ③郵送の場合は、簡易書留など追跡可能な送付方法で送って下さい。
- ④交付番号、交付年月日が不明の場合は空欄で結構です。
- ⑤出来上がった免状は対面受け取りが必要な簡易書留で申請者住所宛てに送付します。
勤務先等へ送付希望の場合はその旨、ご記入ください。
返信用封筒は不要です。

5. お問い合わせ先

TEL 058-213-2171 ご不明な点は、お気軽にお電話ください。

(様式4)

電気工事士免状再交付申請書

令和 年 月 日

岐阜県知事 殿

(〒 -)

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 昭・平 年 月 日生

(連絡先 TEL - -)

電気工事士法施行令第4条第1項の規定により電気工事士免状の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

免状の種類	第 種
免状の交付番号	岐阜県 第 号
免状の交付年月日	昭・平・令 年 月 日
◎再交付を受ける理由	1 免状を汚した。 2 免状を損じた。 3 免状を失った。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙
手数料貼付欄			
岐阜県収入証紙	(岐阜県収入証紙)	岐阜県収入証紙	岐阜県収入証紙

(備考)

R5.4.1

- この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 汚し、又は損じた免状は、この申請書に添えて返納すること。
- 失った免状を発見したときは、返納すること。
- 岐阜県収入証紙の不足・超過の貼付、収入印紙の貼付は申請書をお返しすることとなります。